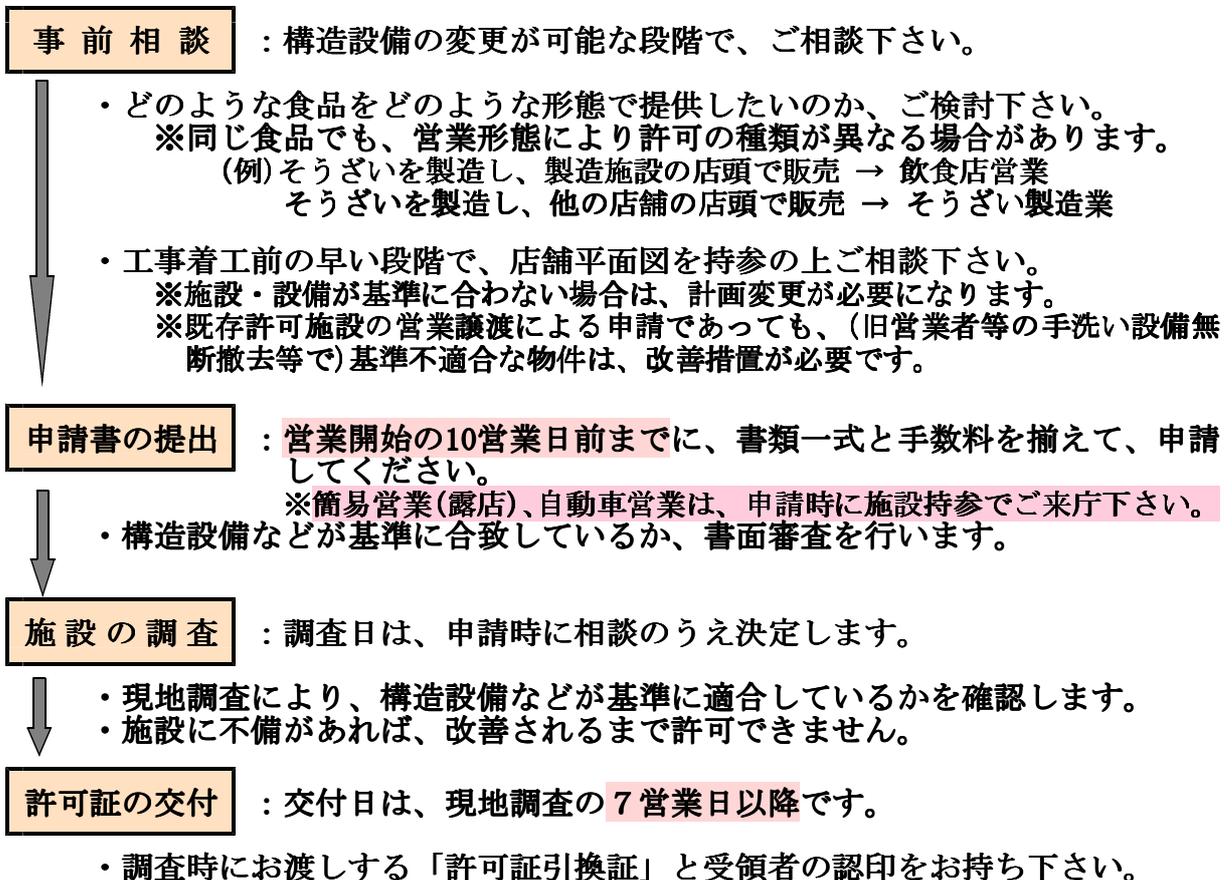


手続き	営業許可申請（新規） 【第3号様式(第6条関係)】 ※施設基準等は、「飲食店営業・簡易営業・自動車関係食品営業を始められる方へ」でご確認下さい。
申請対象	①許可の必要な業種を新たに開業・追加するとき ②個人営業から法人営業、法人営業から個人営業など営業者が変わるとき（相続による承継、法人の合併・分割による承継を除く） ③店舗の経営を譲り受けるとき ④店舗を移転したり、大規模な改築を行うとき
申請様式	・営業許可申請書 ・営業施設の概要(付近見取図および施設平面図(当日記載または図面添付))
提示書類 (原本提示)	・登記事項証明書(申請者が法人の場合のみ。発行後おおむね6ヶ月以内) ・食品衛生責任者を証する書類 (調理師・製菓衛生師等の免許証、食品衛生責任者養成講習修了証又は食品衛生責任者プレート等、氏名・資格番号・生年月日を確認出来るもの) ※有資格者がいない場合は、次回開催の養成講習会を受講して下さい。 ・水道水以外を使用する場合、水質検査成績書 (食品製造用水の基準(26項目)及び残留塩素濃度を測定し、基準に適合していること) ※清涼飲料水製造業については、この他に個別基準が適用されますので、事前にお問い合わせ下さい。
手数料	業種毎に異なります。奈良県収入証紙で納入して下さい。 ※保健所内食品衛生協会又は南都銀行本支店（一部支店を除く）で販売しています。

※丸ふぐの取扱い、牛刺し等の生食用食肉の取扱い、仕出し・弁当の調製等には、基準があり、事前に手続きを行う必要があります。詳細については、保健所にお尋ね下さい。

◆申請スケジュールは、次のとおりです。



※「営業許可証」は、店舗の見やすい場所に、食品衛生責任者の資格証またはプレートとともに掲示して下さい。